

# 大阪市 親族後見人等 相談会

参加無料

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない方に法的な支援をする制度です。  
既に後見人等として選任されている方、ご親族の成年後見制度の利用を検討されている方を対象とした相談会・交流会を開催します。

## 親族後見人等相談会

講演会「後見のハナシ」（約30分）

成年後見制度の概要・申立ての流れ・後見人の活動について、大阪家庭裁判所より説明していただきます。

情報交換会

他の参加者やスタッフと、情報・意見交換をします。また、成年後見制度に関する案内や大阪市の高齢者・障がい者のための福祉施策の資料をご用意しています。

個別相談会

後見人として悩んでいることや、申立前に気になることなど、後見活動の経験を持つ専門職が相談に応じます。（弁護士・司法書士・社会福祉士のうちいずれか1名）

- 6/26(水) 14時-16時 西淀川区役所
- 7/9(火) 10時-12時 城東区役所
- 8/29(木) 19時-21時 大阪市役所（個別相談会のみ）
- 9/28(土) 10時-12時 北区民センター
- 10/29(火) 10時-12時 浪速区役所
- 11/9(土) 14時-16時 北区民センター

※ 定員は会場により異なります。講演会は定員を満たしていない場合のみ当日受付あり。  
個別相談会は各回7日前までの受付。

## 親族後見人交流会

12/18(水) 14時-16時 中央区役所

※ご親族の方の後見人等として活動をしておられる方がご参加いただけます

## 大阪市成年後見支援センター

〒557-0024

大阪市西成区出城2-5-20 大阪市社会福祉研修・情報センター3階

電話：06-4392-8282 FAX：06-4392-8900

メール：yousei@shakyo-osaka.jp

お申込み

お問合せ

①氏名 ②住所 ③電話番号 ④参加希望日 ⑤親族後見人か否か ⑥個別相談希望の有無（希望の場合は相談内容）を記載のうえ、はがき・FAX・またはメールにて上記宛先までお申込みください。

「親族後見人等相談会」参加申込書

(フリガナ) 氏名	-----		
住所	〒		
電話番号			
参加希望日	日 時	会 場	
(希望日に○)	6月26日(水) 14時~16時	西淀川区役所	5階 大会議室
	7月 9日(火) 10時~12時	城東区役所	3階 会議室
	9月28日(土) 10時~12時	北区民センター	第1会議室
	10月29日(火) 10時~12時	浪速区役所	7階 会議室
	11月 9日(土) 14時~16時	北区民センター	第1会議室
個別相談のみ	8月 29日(木) 19時~21時	大阪市役所	地下1階 会議室
交流会	12月18日(水) 14時~16時	中央区役所	7階 会議室
あなたの状況	<input type="checkbox"/> 親族の後見人等として選任されている <input type="checkbox"/> 親族の後見制度の利用を検討している <input type="checkbox"/> 親族と任意後見契約を交わしている		
個別相談	<input type="checkbox"/> 希望する (*相談内容もご記入ください。専門職はご指定いただけません) <input type="checkbox"/> 希望しない		
↓			
<相談したい内容> <input type="checkbox"/> 家庭裁判所への報告に関する事 <input type="checkbox"/> 申立てに関する事 <input type="checkbox"/> 施設・介護サービスに関する事 <input type="checkbox"/> その他			
*現在の状況と、ご相談の内容を簡単にご記入ください			
備 考			

\*特別な配慮が必要な方は、その旨ご記入ください

※ ご記入いただきました個人情報は、次の利用目的の範囲でのみ使用いたします。①「親族後見人等相談会」の開催並びに運営に係る受付名簿等の作成 ②お申込みやお問合せに関するご連絡・確認 ③12月18日開催の「親族後見人交流会」のご案内の送付。